

遺言書保管申請の オンライン手続の試行 を実施中です！



試行

保管申請の事前チェック

提出書類の写し（PDFまたは画像ファイル）を事前に**電子メール**でお送りいただければ、形式面の**事前チェック**を行います。

- ※ 事前チェックを受けることで、**保管申請当日の手續がスムーズになります。**
- ※ 事前チェック後、来庁日時をご予約の上、遺言書・提出書類をご持参ください。
- ※ 事前チェックは任意です。事前チェックを受けずに、申請することもできます。

※ 事前チェックについての留意事項

- ✓ 事前チェックは、あくまで、申請書・遺言書・添付書類の**形式面**について、**不備がないかを確認**するものです。
- ✓ 遺言の内容に関するご相談には、応じることはできませんので、遺言書の内容についてご不明な点がある場合には、弁護士などの法律の専門家への相談や、公正証書遺言の利用を検討してください。
- ✓ 事前チェックは、**保管申請手続の完了を保証**するものではありません。
- ✓ **正式な審査**は窓口に遺言者本人が出頭し、遺言書と申請書類一式の原本を提出して保管申請をしていただく必要があります。
- ✓ 正式な審査の結果、訂正や書類の追加が必要になる場合もありますので、ご了承ください。

お問合せはこちら

- | | |
|----------------|--------------|
| ● 福井地方法務局 供託課 | 0776-22-4189 |
| ● 福井地方法務局 武生支局 | 0778-22-9514 |
| ● 福井地方法務局 敦賀支局 | 0770-25-0174 |
| ● 福井地方法務局 小浜支局 | 0770-52-0238 |



手続の流れ

- ① 遺言書、申請書、添付書類の準備 ▶▶▶ ② 電子メールの送信
▶▶▶ ③ 来庁予約 ▶▶▶ ④ 来庁(申請) ▶▶▶ ⑤ 保管証受取
▶▶▶ 手続完了 ▶▶▶ [アンケート] にご協力ください。

1 遺言書、申請書、添付書類の準備

遺言書、申請書、添付書類を準備してください。

- ※ 一部の書類のみについて事前チェックを受けることも可能です。
※ 電子メールでご質問（提出書類の形式面に関するこに限ります。）を
いただくこともできます。

遺言書の保管の申請
手続詳細はこちら



2 電子メールの送信

① の書類のうち、事前チェックを受けたいものについて、写し（遺言書・添付書類については、各ページを撮影した画像ファイルまたはスキャンしたPDFファイル。申請書については、ホームページに掲載している申請書の様式に、必要事項を入力したファイル。）を、以下のとおり、電子メールで送信してください。

(注意)

メールの送信だけでは、保管手続は完了しません。事前チェック後、遺言者本人が遺言書保管所に来庁の上、原本を提出する必要がありますので、必ず ③ 以降の手続も行ってください。

＜送信方法＞

- ✓ メールのタイトルは、「保管申請のメール相談」としてください。
- ✓ メール本文に、申請人の氏名と電話番号を記載してください。

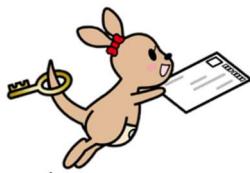


撮影した画像ファイルまたは
スキャンしたPDFファイルは、
内容が判読できる鮮明な
ものとしてください。

＜添付ファイルの形式＞

- ✓ ファイル形式は、次のとおりとしてください。

ファイル形式	拡張子
PDF形式	.pdf
JPEG形式	.jpg 、 .jpe または .jpeg
GIF形式	.gif
PNG形式	.png
TIFF形式	.tif または .tiff
BMP形式	.bmp
WEBP形式	.webp
HEIC形式	.heic
HEIF形式	.heif
SVG形式	.svg



<電子メール宛先>

【お問合せ・メール宛先】	事前チェックメールアドレス	電話番号
福井地方法務局	供託課	kyoutaku_fukui@moj.go.jp
	武生支局	takefu03_fukui@moj.go.jp
	敦賀支局	tsuruga03_fukui@moj.go.jp
	小浜支局	obama03_fukui@moj.go.jp

<電子メール・到達確認> 重要

遺言書保管所において事前チェックの依頼メールを受信した場合には、必ず、**3日以内（土日祝、年末年始を除く）に**遺言書保管所から返信するようにいたします。

遺言書保管所のメールソフトのセキュリティ設定上、スパムメールと判断されて、メールを受信することができない場合があります。

遺言書保管所から**3日以内に返信がない場合には、メールが到達していない可能性**がありますので、**必ず遺言書保管所までお電話いただきますようお願いします。**

<送信の際の留意事項>

- ✓ 1通のメールに添付するファイルは、**合計で20MB以内**としてください。
20MB以内に収まらない場合には、複数通に分けて送信していただいて構いませんが、その場合には、メール本文にその旨を記載してください。
- ✓ 遺言書保管所では、セキュリティ上、HTML形式のメールの記述（メール本文への画像の埋め込み等）をされても、その内容を確認することができません。
テキストメール形式でメールを送信いただくようお願いします。
- ✓ メールアドレスの入力ミスによる誤送信にご注意ください。
心配な方は、まず「**テストメール**」というタイトルでテストメールを送ることをおすすめします。
テストメールを受信したら、遺言書保管所から、その旨を返信します。
- ✓ 添付ファイルにパスワードを設定した場合には、電話や別メールなどの適宜の方法で、遺言書保管所に、読み取り用パスワードをお知らせください。
- ✓ ご質問（形式面に関する限ります。）がある場合には、メール本文に記載するか、ワードファイル等に記載して送信してください。

3 来庁予約

事前チェックが完了したら、遺言書保管所から返信しますので、遺言書保管所への来庁の予約をとってください。

予約方法については、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/08.html>



4 来庁（申請）

予約した日時に、**遺言者本人**が遺言書保管所の窓口にお越しください。
来庁の際は、次のア～ウを必ず持参してください。

※ 事前チェックを受けているかどうかにかかわらず、全てを持参してください。

ア 遺言書、申請書、添付書類の原本一式

イ 顔写真付きの官公署から発行された身分証明書

例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券など
(有効期限のある身分証明書は、有効期限内のものに限られます。)

ウ 手数料 遺言書 1通につき、**3,900円**（収入印紙）

5 保管証受取 → 手続完了

手続が完了すると、その場で保管証をお渡しします。

遺言者及び相続人等が保管申請後の各種手続をされる際は、保管番号があると便利ですので、大切に保管してください。

遺言書保管制度のデジタル化に関するアンケートのお願い

このたびは、遺言書保管制度をご利用いただき、ありがとうございます。

法務省では、遺言書保管制度をより便利にご利用いただくため、デジタル化に関する検討を行っており、このアンケートは、そのニーズ調査のため、メールでの手続を利用された方々にご協力をお願いするものです。

数分程度で終わる簡単なアンケートですので、下記URLまたはQRコードより、ぜひご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

URL ↓

QRコード →



<https://forms.gle/iNH4KhPqNw4tTViSA>

